

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第90号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、松浦海区海面における遊漁のまき餌釣りの禁止区域について、次のとおり指示する。

令和5年8月31日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正

1 禁止区域

地区	禁 止 区 域
①佐賀玄海漁協 浜崎支所管内	① 下の瀬（北緯33度28分2.3秒、東経130度01分57.1秒）を中心 に半径200m。 ② 沖の瀬（北緯33度27分53.3秒、東経130度01分37.9秒）を 中心に半径300mのうち松共第1号共同漁業権漁場内。 ③ コウハチダシ（北緯33度27分59.3秒、東経130度01分25.3 秒）を中心 に半径50m。
②佐賀玄海漁協 唐津市統括支所 管内	唐津市統括支所管内の共同漁業権漁場（漁港・港湾施設を 除く）。
③外津漁協管内	漁港区域 ア点【北緯33度30分52.9秒、東経129度50分50.4秒】 イ点【北緯33度30分42.8秒、東経129度51分06.2秒】 ウ点【北緯33度30分26.4秒、東経129度51分11.4秒】 を順次結んだ線。
④ 仮屋漁協管内	仮屋湾内三島神社【北緯33度28分21.5秒、東経129度50分 56.6秒】前周辺岸壁。

2 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。